第２節　ハイテク犯罪の発生状況及びその事例

１　平成１１年中のハイテク犯罪の検挙状況

ネットワーク社会化は、電子商取引の実用化を始めとして、我々の日常生活の様々な場面においてその利便性を増大させる一方で、ハイテク犯罪の多発という負の側面をも顕在化させつつある。

平成１１年中のハイテク犯罪の検挙件数は３５７件であり、前年に比べ減少しているものの、インターネット等のネットワークを悪用したネットワーク利用犯罪は２４７件と前年の２倍以上に増えている（図１－２－１参照）。

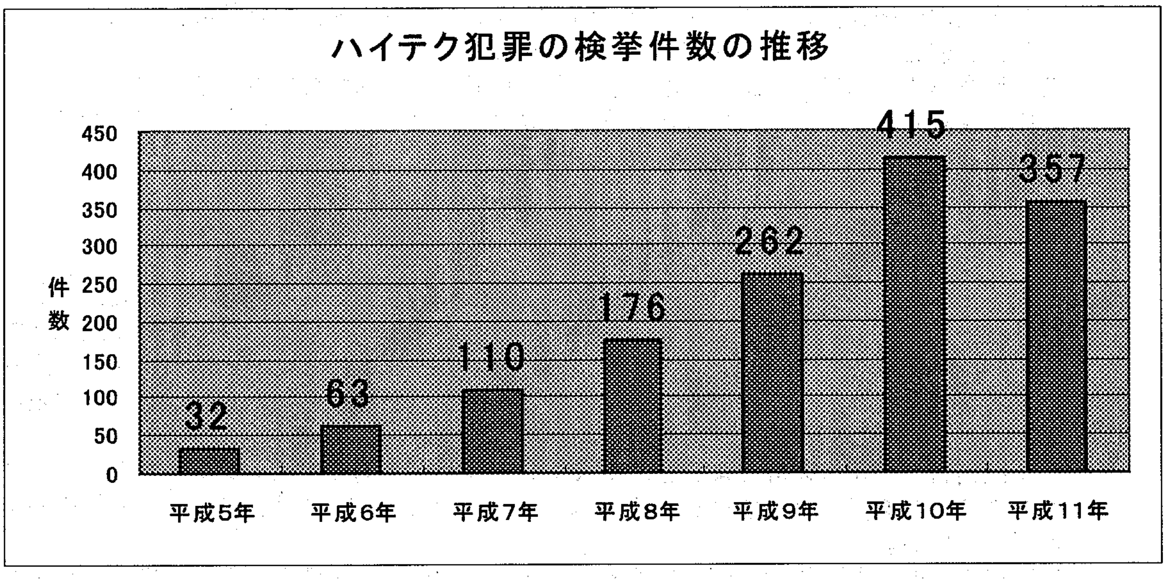

図１－２－１　ハイテク犯罪の検挙件数の推移

２　ハイテク犯罪等の主な事例

ハイテク犯罪の主な特徴としては、匿名性、無痕跡性、不特定多数の者に被害が及ぶこと、暗号による証拠の隠蔽が容易であること、国境を越えることが容易であることなどが挙げられる。

平成１１年中に発生したハイテク犯罪の主な検挙事例は、次のとおりである。

○　クレジット会社職員がオンラインシステムの端末を操作して、同社の貸付、入金等の事務処理に使用されている電子計算機に対し、自己の貸付金元帳に約２５０万円の入金があった旨の虚偽の情報を与え、財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、同額相当の財産上不法の利益を得た。（平成１１年２月検挙、鹿児島）

○　インターネットでわいせつ画像を有料で見せようとするホームページ開設者に対し、米国のレンタルサーバ会社から借りたサーバの一部を転貸して、インターネット上にわいせつ画像の陳列場所を提供し、わいせつ画像を公然陳列した。（平成１１年４月検挙、大阪）

○　架空名義を使って電話代行業者やインターネットプロバイダと契約し、インターネットのフリーマーケットホームページを利用して売買契約を結んで、パソコン、ブランド品のバックなどを騙し取るとともに、パソコン等の販売名下に代金

を架空名義の口座に振り込ませて騙し取った。（平成１１年７月検挙、香川、大阪）

○　インターネットのホームページに、青酸カリやクロロフォルムを販売する旨の虚偽の情報を掲載し、他人のＩＤ、パスワードを窃用した上で電子メールで購入希望者と連絡を取り合い、代金を架空名義の口座に振り込ませて騙し取った。（平成１１年７月検挙、愛知）

○　インターネット上に、「ミニチュアガーデン」と題するホームページを開設し、市販の楽曲をＭＰ３と呼ばれる音声圧縮技術を使って、社団法人日本音楽著作権協会の承諾を受けずに、違法に公衆送信した。（平成１１年７月検挙、愛知）

○　インターネットを利用した有料会員制の「激裏情報」なるホームページを開設し、女性の個人情報に事実無根のわいせつな文言を付け加えて多数の会員に配信し、名誉を毀損した。（平成１１年１月検挙、千葉）

○　児童ポルノ画像をインターネットを利用して東京都内でのプロバイダのサーバ内に蔵置し、アクセスしてきた不特定多数のインターネット利用者に閲覧させていた。（平成１１年１１月検挙、神奈川県）

第３節　消費生活相談にみるインターネットトラブルの発生状況及びその事例

１　消費生活センターと消費生活相談の現状

消費生活センターは、地方の消費活動の拠点であるとともに、苦情相談、商品テスト、消費者啓発事業等を実施するための施設である。昭和４０年に兵庫県で始めて設立されて以来、昭和４８年度までに全都道府県に少なくとも１ヶ所の消費生活センターが設立された。消費生活センターにおいては、国の支援等もあり、苦情相談や消費者啓発及び商品テスト事業等、事業内容の充実が図られている。

全国消費生活相談統計によると、平成１０年度全国の消費生活センターは６１９，２２２件の相談を受け付けている。その他、国民生活センターでは、７，４１８件の相談を受けている。

国民生活センターには、国民生活センターと全国の消費生活センターとをオンラインで結ぶ「PIO-NET（「全国消費生活情報ネットワーク・システム」の愛称）」に、主に都道府県、政令指定都市の消費生活センターが受け付けた苦情相談が入力、集計されている。

２　インターネット関連の消費生活相談及び相談事例

「PIO-NET」のデータシステムによると、インターネット関連の消費生活相談件数は、平成７年度６４件、平成８年度７３２件、平成９年度２，１３２件、平成１０年度４，４２１件となっている。

また、主なインターネットトラブルの発生件数及び相談事例は次のとおりである。

（１）インターネットショッピングのトラブル

ア　件数

インターネットショッピングの相談件数は、平成７年度５件、平成８年度６１件、平成９年度２６５件、平成１０年度５４２件と急増している。

イ　主な相談内容

①　インターネットの画面をみて、注文をし、指示どおり商品代金を前払いしたが、商品が一向に届かない。業者に連絡したが連絡がつかない。

②　契約した覚えのない商品や役務の代金を請求された。

③　送付されてきた商品が注文した物と違う。偽物が送られてきた。故障していた。

（２）インターネット上の広告による消費者トラブル

ア　件数

インターネット上の広告による消費者トラブルは、平成７年２件、平成８年４１件、平成９年１７１件、平成１０年２４２件と急増している。

イ　主な相談内容

① サイドビジネスなどの収入をうたったものが全体の３分の１を占める。

・求人広告で、応募してきた人を呼び出し、「仕事に必要」とパソコンなど機材を販売する。

・サイドビジネスの広告でマルチ取引や内職商法の説明会などに人を集める。

② その他問題のある消費者の錯誤を狙ったかのような広告や「万病に効く茸」「耳あかがとれる耳用のキャンドル」等問題のある表現の広告等もある。

（３）インターネットを使った「ねずみ講」が登場

インターネットを使ったねずみ講の相談件数は、平成８年度２件、平成９年度６８件、平成１０年度２５件である。インターネットを使ったねずみ講は、従来の友人・知人に勧誘されるねずみ講と異なり、広範囲にハイスピードで広がる危険性がある。

（４）インターネット上のプライバシー

ア　件数

インターネット上の個人情報を問題とした相談は、平成７年度に初めて１件相談が寄せられ、平成８年１４件、平成９年６８件、平成１０年１２０件と急増している。

イ　主な相談内容

① パスワードやクレジットカード番号などの盗用・悪用により経済的な被害を受けるもの

・契約した覚えのない商品（役務）代金を請求された。（クレジットカード会社から請求が来て、初めて気づくため商品名は不明のものが多い。分かっているものでは、コンパクトディスク、パソコン、靴、アダルト画像、乗り物チケット、プロバイダ入会料などがある。）

・利用した覚えのないプロバイダ利用料を請求された。金額が６万円に上るケースもある。

・ネット上に氏名・勤務先・住所を公表した後、注文した覚えがない商品を送りつけられた。

② インターネット上で個人情報を公開されたり、誹謗・中傷されたりするもの

・掲示板などに事実無根の誹謗・中傷をされたり、悪口を流されたりした。

・わいせつな内容のホームページや伝言板に、氏名、電話番号などが掲載されたため、無言電話やいたずら電話・わいせつ電話がかかってきたり、差出人不明の手紙が届いたりする。

・個人情報が漏れて、結婚相手紹介サービス業者から相手紹介の手紙が送られてきた。

・アドレスを教えていないのに、内職案内や商品購入を勧める電子メールが来る。

（５）プロバイダに関する消費者トラブル

ア　件数

プロバイダに関する消費相談は、平成７年１５件、平成８年７７件、平成９年２４２件、平成１０年３１２件と急増している。

イ　主な相談内容

① 契約や料金に関するトラブル

「契約書がないので契約条項の詳細が不明」「解約を申し出たところ解約の○か月前までに申し出るように規約で決まっているとして、利用しない○か月分の料金の支払いを求められている」「お試し期間後、自動的に入会したことにされた」など、契約や料金に関するトラブルが多い。また、オンラインサインアップは、モニター画面上だけでの作業になるため、それゆえのトラブルも生じている。

② サービスの質やサポートに関するトラブル

「回線がつながりにくい」「通信速度が遅い」など、接続サービスの質の苦情や「サポート電話がいつも話し中」「サポートの対応が悪い」といったアフターサービスの苦情がある。

③ 倒産、所在不明、一時営業地域変更に関するトラブル

プロバイダは新しい業種で、新たな業種で、新たな業者が多数参入している一方、会員が集まらず、倒産・廃業したり、業務縮小している業者もある。そのため、「入会金・年会費を支払ったにもかかわらず、業者が倒産してしまい利用できない」「始めは利用できたが、突然回線がつながらなくなってしまい業者と連絡がとれない」などのトラブルがある。

（6）知らない間に国際電話に接続

プロバイダのアクセスポイントまでの電話回線の接続で、消費者が意図しない海外のアクセスポイントに接続されてしまい、その結果、国際電話料金を請求されるというトラブルが多くなっている。請求金額は、平均約５万円である。

（7）ダイヤルＱ２に接続

ホームページ上のボタンをクリックすることによってダイアルＱ２に接続されるソフトがダウンロードされてしまうものである。

（8）クレジットカード番号から請求

海外のポルノサイトに自分のクレジットカード番号を打ち込んでしまうことからトラブルが始まる。毎月平均数千円程度の請求がある。

第２章　認証機関の必要性

第１節　なりすまし対策の必要性

このようなハイテク犯罪や不正行為の急増は単なる偶然によるものでなく、インターネット等のオープン・ネットワークにおける情報の漏洩、盗聴、改竄等を防止する情報の保護対策が不十分であること及びネットワーク社会が有する特徴によるものと考えられる。

すなわち、ネットワーク社会の特徴としては、匿名性（ＩＤ、パスワード等の電子情報のみによって行為者を特定せざるを得ず、その特定が困難な性質）、時間的・場所的無限定性（２４時間社会であるとともに、ネットワーク上の至る所で行為ができる性質）、超高速性（行為がボタン一つで一瞬にして完結する性質）等が挙げられるが、これらの特徴は、ネットワークに係る犯罪等を行おうとする者にとって、自らの身分を明かさず、犯罪等の証跡を残さずに、国際的な規模で、しかも一瞬にして犯罪等を行うことが可能な環境が整うことを意味しており、ハイテク犯罪等の多発は、このようなネットワーク社会の特徴に起因しているものである。

ハイテク犯罪や各種の不正行為は、このようなネットワーク社会の特徴等に起因して多発していることから、これらの特徴にかんがみると、ハイテク犯罪等に対する対策については、事後の取締りはもとより、事前の犯罪発生抑止対策を講じることが極めて重要である。特に、ネットワークにおけるなりすましを防止する「本人確認」及び情報の漏洩、盗聴、改ざん等を防止する「情報の保護」の課題の解決を図ることが重要である。

そして、ネットワーク上の「情報の保護」及び「本人確認」の課題を解決するためには、認証機能及び秘匿機能を有する暗号技術、特に公開鍵暗号方式を利用することが極めて有用であり、現に電子商取引等においても利用され始めているところである。

第２節　認証機関の必要性

公開鍵暗号方式は、秘匿目的に用いられる公開鍵の配信に際して公開鍵を盗取されるリスクが存在しないことから、不特定多数の者が参加するネットワーク社会における「本人確認」機能を有するものとして注目されているが、この公開鍵暗号方式の暗号技術が人々の信頼の下に円滑・効果的に利用されるためには、通信当事者が互いに相手方の真正な（情報の送受信の公開鍵が確かに当該送受信者のものであること。）公開鍵を確実に入手することが前提となり、公開鍵の真正性を証明しつつ公開鍵の管理・配信等の業務を行う、いわゆる認証機関（Certification Authority）の存在が必要となる。